

令和6年度

就学援助制度のお知らせ



就学援助制度についてはホームページでも見ることができます。



<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2023020200029/>

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

就学援助制度は、経済的な理由でお子さんを小、中学校へ通学させることが困難な保護者の方に学用品費や給食費などの費用の一部を援助するものです。申請は、毎年お子さんの通学している学校ごとに必要です。

1. 対象となる世帯

伊勢原市立小中学校及び県立中等教育学校(前期課程)に在籍している児童生徒がいる世帯で、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- 生活保護を受けている世帯
- 世帯の前年所得額の合計額が、生活保護基準による最低生活費から算出される基準額以下の世帯
- 保護者又は生計維持者の失業、病気、災害等により、収入が著しく減少すると認められる世帯

(2)の理由で該当する場合の目安となる年間総所得額

世帯員数	世帯構成(例)	所得限度額の目安 (家賃なしの場合)
2人世帯	父又は母(20~40歳)、子(7歳)	約217万円
3人世帯	父又は母(20~40歳)、子(10歳)、子(7歳)	約290万円
4人世帯	父又は母(20~40歳)、子(13歳)、子(10歳)、子(4歳)	約340万円
5人世帯	父(41~59歳)、母(20~40歳)、子(13歳)、子(10歳)、子(4歳)	約380万円

* 世帯構成・年齢・住居の種類等により異なりますので、あくまでも目安となりますのでご注意ください。

[注釈]所得とは・・・

給与所得者の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の額」の欄の金額。事業所得者の場合は、総収入から必要経費を差し引いた金額をいいます。なお、世帯員全員の所得を合算して審査します。

2. 援助の内容

- 援助費目と支給金額(年額)【令和6年度見込み】 支給額・支給時期などが変更される場合があります。

* 生活保護を受けている方の援助費目は修学旅行費のみとなります。

援助費目	対象者	年間支給限度額		支給時期等
		小学校	中学校	
学用品費	全学年	11,630円	22,730円	8月、1月、3月
通学用品費	1年生以外	2,270円	2,270円	8月、1月、3月
新入学学用品費	1年生 ※1	54,060円	63,000円	8月
入学準備金	小学6年生	63,000円	—	1月
校外活動費	全学年	所要額	所要額	8月、1月、3月
修学旅行費	小学6年生・中学3年生	所要額	所要額	実施時期による
学校給食費	全学年	所要額	所要額 ※2	8月、1月、3月
体育用具費	中学1年生	—	所要額	購入時期による

- めがね購入費の援助(年額)【令和6年度見込み】

がっこう ほけん あんぜんほう もと がっこう けんしんとう しんだん ばあい こうにゆうひ えんじよ
 学校保健安全法に基づき、学校の健診等で診断された場合、めがね購入費の援助をしています。

えんじよ ひもく 援助費目	たいしよ 対象	ねんかんしきゆう げんどがく 年間支給限度額	おも しきゆう ほうほう 主な支給方法
めがね購入費	いか じよけん しよほうせん はっこう かた 以下の条件により処方箋を発行された方 かたらがん しりよく いか ①片裸眼視力が0.6以下 かたらがん しりよく いか げんざいしよ ②片裸眼視力が0.6以下で現在使用しているめがねが あ 合わなくなった	えん 15,000円まで ねん かい (年1回) じっさい しはら がく 実際に支払った額 わりびき (割引やポイントによる 支払は対象外)	こうにゆうご じよせい めがね購入後助成 または めがね券の交付

(3) しきゆうほうほう
 支給方法

ア がくようひん ひ つうがくようひん ひ しんにゆうがくようひん ひ にゆうがむゆんびきん こうがいかつどう ひ しゅうがくりよこう ひ がっこうきゆうしよくひ
 学用品費・通学用品費・新入学生用品費(入学準備金)・校外活動費・修学旅行費・学校給食費
 たいいくようぐ ひ
 体育用具費((1)の援助費)

- がくようひん ひ つうがくようひん ひ しんにゆうがくようひん ひ にゆうがむゆんびきん さだ がく しきゆう
学用品費・通学用品費・新入学生用品費(入学準備金)については定めた額を支給します。
- ねんどちゆう にんてい ばあい がくようひん ひ つうがくようひん ひ つきわりしきゆう
年度途中での認定の場合、学用品費・通学用品費は月割支給となります。
- しんにゆうがくようひん ひ ぜんねんど にゆうがむゆんびきん しきゆう ねんせい しきゆう
新入学生用品費は、前年度に入学準備金を支給されていない1年生に支給します。(4月認定者のみ)
- せたいじよきよ へんこうとう しきゆうたいしよ はず ばあい がくようひん ひ つうがくようひん ひ つきわりしきゆう
世帯状況の変更等により支給対象から外れた場合、学用品費、通学用品費は月割支給となり、
へんきん ばあい
返金していただく場合があります。
- こうがいかつどう ひ えんそく こうがいがくしよ およ げいじゆかんしよ けいひ き
校外活動費は、遠足、校外学習、キャンプ及び芸術鑑賞にかかる経費を指します。
- たいいくようぐ ひ じゆうどうぎ たいしよ かい
体育用具費は柔道着を対象とします。(1回)
- げんそく ほごしゃ こうざ ふ こ
原則として保護者の口座に振り込みます。
- * きゆうしよくひどう ほごしゃ ふたん がっこうちよしきゆうきん みのう ばあい じどうせいと ざいせき がっこうちよ
給食費等保護者が負担すべき学校徴収金に未納があるような場合は、児童生徒が在籍する学校長に
えんじよひ かん いっさい けんげん いにん
援助費に関する一切の権限を委任していただきます。

イ こうにゆうひ えんじよひ
 めがね購入費((2)の援助費)

- こうにゆう じぜん がっこうきよいく か そうだん
めがねの購入については、事前に学校教育課へご相談ください。
- こうにゆうひ じよせい おおむ がつ しんせい たいしよ
めがね購入費の助成については、概ね12月までの申請を対象とします。
- * そうだん じゆしん こうにゆう しきゆうたいしよ ちゆうい
相談がなく受診・めがねを購入したときは、支給対象となりませんのでご注意ください。

ウ ちゆうがっこうきゆうしよくひ
 中学校給食費

- ちゆうがっこうきゆうしよくひ きゆうしよぶん きっしよくすう おう げんぶつきゆうふ
中学校給食費(ミルク給食分を除く)については、喫食数に応じて現物給付します。
- ちゆうがっこうきゆうしよく せんたくせい ほうしき きゆうしよく げんそく きゆうしよくひ じぜんにゆうきん ひつよ
中学校給食は、選択制のデリバリー方式の給食となるため、原則として給食費の事前入金が必要ですが、
しゆうがえんじよたいしよせたい じぜん にゆうきん きゆうしよく ちゆうもん きゆうしよくひ きよいくいんかい ちよせつちよくりぎしよ
就学援助対象世帯は、事前の入金なしに給食を注文できます。給食費は教育委員会が直接調理業者に
しはら げんぶつきゆうふ
支払います。(現物給付)
- しゆうがえんじよせいど ねんど たんい にんてい ねんど きりかえ まえ じねんど にんてい きかん
なお、就学援助制度は年度単位の認定となるため、年度の切替え前に、次年度の認定までの期間の
きゆうしよくひ あつか たいしよせたい いし かくにん にんてい
給食費の扱いについて、対象世帯に意思確認をいたします。(みなし認定)
- にんてい きゆうしよく りよ ごと にんていしんさ けつか ひ にんてい ばあい がつぶんいこう げんぶつきゆうふ
みなし認定で給食をご利用後、認定審査の結果、非認定となった場合は、4月分以降に現物給付
きゆうしよくひ へんのう
した給食費を返納していただきます。

3. 提出書類 (毎年度申請となりますので、前年度に認定された方も申請が必要となります)

- 就学援助費交付申請書 (各学校にあります)
- 添付書類 (次のいずれかに該当する世帯の方は、添付書類が必要となります)

* 生活保護を受けている世帯は、振込口座が確認できる書類のみ添付が必要です。

対象	添付書類
申請をする全世帯	振込口座が確認できる書類 通帳またはキャッシュカード(クレジット機能付きを除く)等の写し 金融機関・支店・口座番号・名義人確認のできる書類が必要です。
家賃を支払っている世帯 * 住宅ローンは対象外	家賃等が確認できる書類 ①～③のいずれかの書類が必要です。 ① 賃貸契約書の写し ② 入居者決定通知書又は家賃決定(変更)通知書の写し ③ その他、貸主・借主・物件・契約期間・月額家賃が確認できる書類 * 契約期間が切れていたり、貸主が同世帯以外の場合は不可 * 家賃引き落とし通帳のコピーやATM機からの入金控えは不可 注) 書類の添付がない場合や記載内容に不備があった場合は家賃の支払いがないものとして審査します。
令和6年1月2日以降に伊勢原市へ転入した世帯	前年度の所得がわかる書類 申請書裏面の該当欄に署名し、書類を6月10日(月)までにご提出ください。 1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行される次の①～③のいずれかの書類が必要です。 ① 令和6年度市民税・県民税課税所得証明書(6月1日以降発行) ② 令和6年度市民税・県民税納税通知書 ③ 令和6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し(概ね5月中旬以降) 注) 同一世帯で収入のある方全員分の証明書が必要です。
伊勢原市に住民登録がないが、収入があり、現在生計をともにしている家族(保護者が単身赴任中で住民登録を別にしている場合等)	
区域外就学により、市外から伊勢原市内の小中学校へ通っている世帯	

令和6年1月1日現在伊勢原市に住民登録のある方は、前年度の所得を証明する書類の提出は不要となります。ただし、同一世帯内に所得等が未申告の方がいる場合は、認定審査ができないことがありますので、必ず所得の申告の手続きをしてから申請してください。

4. 認定審査及び結果通知

- 認定審査
教育委員会では、提出された申請書と添付された書類をもとに、世帯の状況や所得額等から総合的に審査します。
- 認定結果通知
6月下旬頃、認定結果を保護者へ通知します。

5. 提出

お子さんが在籍している学校に提出してください。

なお、お子さんが小学校と中学校の両方に在籍している場合は、申請書をそれぞれの学校に提出してください。

提出期限 令和6年 月 日()

この期限を過ぎると中途認定となり支給額が減額されます。中途申請は2月末日まで受け付けます。

6. 申請に当たっての注意事項

- 認定前のめがね購入費の補助に関するお問合せは、めがねを購入する前に、学校教育課(Tel 74-5168)へご連絡ください。
- 同一世帯内に所得等未申告の方がいる場合は、認定審査ができないことがあります。所得がない場合につきましてもその旨の申告手続きをしてください。
- 年度途中で世帯状況等が申請書提出時のものと変更する場合はご連絡ください。状況により再審査を行う場合があります。
- 申請は、お子さんの通っている学校ごとに、毎年必要となります。

就学援助費交付申請書の確認

- 必要な項目はすべて記入した
- 振込口座が確認できる書類

家賃を払っている方

- 家賃等が確認できる書類
賃貸契約書の写し、入居者決定通知書等

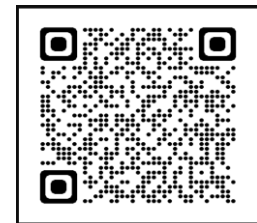
令和6年1月2日以降伊勢原市に転入した方

- 单身赴任等で市外に居住する主な生計維持者
- 前年度の所得がわかる書類(6月10日までに提出)

区域外就学により市外から通っている方

- 市外に住民登録をしている家族全員の住民票
 - 前年度の所得がわかる書類
- (6月10日までに学校教育課へ提出)

就学援助制度については
市のホームページでも見ることができます(5カ国語で見ることができます)



わからないことはおたずね
ください

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

提出方法等については

お子さんが在籍している学校

電話 —

記入方法・添付書類等については

★教育委員会学校教育課

電話(直通) 74-5168